

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和元年12月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900054 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900048 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 13 年 8 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 20 万円から 28 万円にすることが必要である。

平成 13 年 8 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 8 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成 15 年 8 月 8 日は 4 万円から 8 万円、同年 12 月 22 日は 7 万円から 14 万円、平成 16 年 8 月 11 日は 9 万円、同年 12 月 22 日は 5 万円から 9 万 8,000 円、平成 17 年 8 月 11 日は 5 万円から 10 万円、同年 12 月 22 日は 8 万円から 14 万 7,000 円、平成 18 年 8 月 11 日は 10 万円から 18 万円、同年 12 月 20 日は 9 万円から 18 万円、平成 19 年 8 月 31 日は 10 万円から 18 万円、同年 12 月 25 日は 8 万円から 18 万円、平成 20 年 8 月 20 日は 3 万円から 7 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 3 万円から 6 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 19 年 8 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 12 月 22 日、平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、同年 12 月 20 日、平成 19 年 8 月 31 日、同年 12 月 25 日、平成 20 年 8 月 20 日、同年 12 月 29 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び平成 16 年 8 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 17 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 19 年 8 月 31 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 29 日については履行していないと認められ、また、平成 15 年 8 月 8 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 8 月 11 日、同年 12 月 22 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 25 日については、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 13 年 8 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日まで  
② 平成 15 年 8 月 8 日  
③ 平成 15 年 12 月 22 日  
④ 平成 16 年 8 月  
⑤ 平成 16 年 12 月 22 日  
⑥ 平成 17 年 8 月 11 日  
⑦ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑧ 平成 18 年 8 月 11 日  
⑨ 平成 18 年 12 月 20 日  
⑩ 平成 19 年 8 月 31 日  
⑪ 平成 19 年 12 月 25 日  
⑫ 平成 20 年 8 月 20 日  
⑬ 平成 20 年 12 月 29 日  
⑭ 平成 21 年 8 月  
⑮ 平成 21 年 12 月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑮までの期間について、年金事務所が記録する標準報酬月額及び標準賞与額は、実際に支給されていた給与額及び賞与額より低い金額で記録されている上、標準賞与額の記録がない期間もあるので、調査の上、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与明細書、日本年金機構B年金事務所が保管する給料台帳並びに請求者の給与及び賞与の振込口座がある金融機関から提出された取引履歴明細表(預為)等により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲

内であり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間当時の資料は無いため、請求者の請求期間①に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明であると回答しているが、上記給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から⑬までについて、請求者が提出した賞与明細書及び前述の給料台帳等により、請求者は当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑬までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は8万円、請求期間③は14万円、請求期間④は9万円、請求期間⑤は9万8,000円、請求期間⑥は10万円、請求期間⑦は14万7,000円、請求期間⑧から⑩までは18万円、請求期間⑪は7万1,000円、請求期間⑬は6万円とすることが必要である。

また、請求期間④に係る賞与支払年月日については、前述の取引履歴明細表（預為）で確認できる振込日から、平成16年8月11日とすることが妥当である。

なお、請求期間⑥から⑧まで、⑩、⑫及び⑬に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明である旨を回答しているが、年金事務所が保管している賞与支払届に記載された請求者の賞与額がオンライン記録の標準賞与額に見合う額と一致していることから判断すると、事業主は賞与額をオンライン記録の標準賞与額に見合う額として当該賞与支払届を提出したものと考えられ、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保

険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から⑤まで、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る請求者の賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明である旨を回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 一方、請求期間⑭及び⑮について、前述の賞与明細書等により、請求者にA社から寸志が支給され、当該寸志から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者が提出した平成 21 年分給与所得の源泉徴収票を検証したところ、平成 21 年におけるA社からの給与等の支払金額は、請求者が提出した同年に係る給与及び賞与明細書に記載されている「課税分給与額」の合計額と一致していることから、同年において、請求者に上記の寸志以外に賞与が支給されたことは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑭及び⑮に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900065 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900049 号

## 第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）C 所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日に A 社に入社後、継続して勤務していたにもかかわらず、同年 7 月 1 日に同社 C 所から同社 D 所に異動した際の請求期間に係る被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の記録、B 社の回答及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し（昭和 54 年 7 月 1 日に A 社 C 所から同社 D 所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 C 所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の昭和 54 年 5 月に係る標準報酬月額の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900068 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900050 号

## 第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）C 所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日に A 社に入社後、継続して勤務していたにもかかわらず、同年 7 月 1 日に同社 C 所から同社 D 所に異動した際の請求期間に係る被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、B 社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し（昭和 54 年 7 月 1 日に A 社 C 所から同社 D 所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 C 所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の昭和 54 年 5 月に係る標準報酬月額の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、請求者のオンライン記録は厚生年金基金の加入員記録と一

致しており、事業主が、資格喪失年月日を昭和 54 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方がこれを同年 6 月 29 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 29 日を資格喪失年月日とする資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900071 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900051 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日及び平成 22 年 7 月 20 日は 15 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 15 万 3,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 21 年 12 月 18 日は 15 万 7,000 円から 15 万 8,000 円、平成 22 年 7 月 20 日は 15 万 7,000 円から 16 万 1,000 円及び同年 12 月 20 日は 15 万 3,000 円から 16 万 1,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 18 日  
② 平成 22 年 7 月 20 日  
③ 平成 22 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間に賞与が支給されていたのに、請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）において賞与の記録が無いので、調査の上、当該期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても賞与の支払事実即した記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賞与明細書等により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は15万7,000円、請求期間③は15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実を即した標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、上記賞与明細書等から、請求期間①に15万8,000円、請求期間②及び③に16万1,000円の賞与がA社から請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①は15万7,000円から15万8,000円、請求期間②は15万7,000円から16万1,000円及び請求期間③は15万3,000円から16万1,000円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900076 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900052 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）C所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年6月29日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和31年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和54年6月29日から同年7月1日まで

私は、昭和54年4月1日にA社に入社後、継続して勤務していたにもかかわらず、同年7月1日に同社C所から同社D所に異動した際の請求期間に係る被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し（昭和54年7月1日にA社C所から同社D所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社C所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の昭和54年5月に係る標準報酬月額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、請求者のオンライン記録は厚生年金基金の加入員記録と一

致しており、事業主が、資格喪失年月日を昭和 54 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方がこれを同年 6 月 29 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 6 月 29 日を資格喪失年月日とする資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900079 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900054 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 20 年 12 月 24 日は 28 万円、平成 21 年 12 月 27 日は 19 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 24 日及び平成 21 年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 24 日及び平成 21 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 24 日  
② 平成 21 年 12 月 27 日

請求期間①及び②において、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされているので、調査の上、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与明細書、A 社が年金事務所に提出した賞与支給予定表及び同社の回答から、請求者は、請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給予定表において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生

年金保険料控除額から、請求期間①は 28 万円、請求期間②は 19 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900061 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900046 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 4 月 29 日から昭和 40 年 3 月 14 日まで

私は、家業である A 社に、昭和 37 年 7 月から B 社に転職する昭和 40 年 3 月まで、途切れることなく勤務していたが、昭和 38 年 4 月 28 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっている。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、請求期間に空白は生じていないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失年月日は昭和 38 年 4 月 28 日となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、A 社は、「請求期間当時の資料は残っておらず、当時の社会保険関係の担当者も死亡しており、当時の状況を確認することはできない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は昭和 33 年 6 月 16 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日から請求期間終期である昭和 40 年 3 月 14 日までの期間に、同社において厚生年金保険の被保険者であった者は延べ 61 人（昭和 33 年 6 月 16 日から昭和 40 年 3 月 14 日までの期間に厚生年金保険の被保険者となった総数）確認できるところ、請求期間である昭和 38 年 4 月から昭和 40 年 3 月までの期間に厚生年金保険の被保険者であった者は 33 人確認できるが、そのうち、連絡先が確認できた者 11 人に文書照会を行い、6 人（役職・業務内容を C 職と記載して回答した者 1 人、D 職と記載して回答した者 1 人、E 職と記載して回答した者 2 人、F 職と記載して回答した者 1 人、役職・業務内容を未記載で回答した者 1 人）から回答があった

が、請求者の勤務期間や厚生年金保険料の控除の有無など具体的な回答を得ることはできず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等について確認することができない。

なお、請求者は、請求期間当時におけるA社の従業員数は12、3人であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間における同社の各月の厚生年金保険被保険者数は19人から23人である。また、同社の被保険者数が12人から14人であったことが確認できた期間は、平成元年7月から平成5年9月までである。

加えて、現在の事業主である請求者に対して、改めて人事資料等の提出を求めたが、当該資料の提出はなく、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900042 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900047 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定によると、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められているところ、オンライン記録によると、請求者の育児休業期間の開始日は平成 16 年 1 月 5 日とされており、B 社から提出された厚生年金保険育児休業取得者確認通知書の C 社会保険事務所（当時）の受付日（申出日）と同日であることから、事業主は、オンライン記録どおりの育児休業期間に係る届出を行ったことが確認でき、請求者の請求期間は同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の保険料の徴収が免除される期間ではない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合である旨が定められているところ、請求者から提出された預金通帳、B 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び D 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等により、請求者は、請求期間に A 社から賞与（12 万 6,310 円）の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、前述の決定通知書の賞与支給額と預金通帳により確認できる賞与振

込額との差額は、同決定通知書の賞与支給額に見合う雇用保険の被保険者負担額と一致しており、当該振込額において、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B社は、「育児休業期間中の従業員の賞与に係る決定通知書には、複数の育児休業期間中の従業員と共に請求者の氏名があり、当該氏名欄に『育休中』と記載されていることから、請求者についても、同決定通知書に記載されている他の従業員と同様に育児休業期間中と認識し、厚生年金保険料の控除は行っていないと考えられる。」旨を陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900013 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900053 号

## 第 1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者の海軍省（昭和 20 年 12 月 1 日から、第二復員省）及び船舶運営会（A 社）における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の B 社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 3 年生  
住 所：

### 2 被保険者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：大正 12 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 19 年 4 月 1 日から昭和 21 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

請求期間①について、亡き夫の年金記録は、C 社（現在は、D 社）に係る厚生年金保険の被保険者記録となっているが、亡き夫の軍歴票（履歴原表）の入籍時の職業欄に「E 職」の記載があることから、海軍に現役編入する前月の昭和 19 年 4 月は海軍の F 所属であることを示している上、当該軍歴票（履歴原表）に昭和 20 年 9 月 1 日に兵役解除の記載があること、亡き夫の船員手帳に「昭和 22 年 3 月 31 日船員動員令廃止ニヨリ解除」「22. 7. 1. 徴用解除手当支給有」の記載があることを踏まえると、亡き夫は兵役解除後の昭和 20 年 9 月 1 日から船員動員令廃止の日である昭和 22 年 3 月 31 日までは敗戦処理のため引き続き船舶に乗り組んでいたことを示しているところ、国家総動員法に基づく戦時海運管理令に関して昭和 19 年 7 月 18 日に閣議決定された「船員ノ身分ニ関スル件」（以下「船員ノ身分ニ関スル件」という。）により、海軍に F 所属（終戦までは G 船員）として徴用されていた期間のうち、大東亜戦争の始期である昭和 16 年 12 月 8 日（真珠湾攻撃の日）から昭和 22 年 3 月 31 日（船員動員令廃止の日）までは船員保険の適用とすることが規定さ

れていることから、請求期間①は船員保険の被保険者期間である。

また、請求期間①のうち、昭和19年4月から昭和20年8月までの期間については、「船員保険適用特例」により、海軍H船員は船員保険の適用であると規定されていることから、亡き夫が海軍H船員であれば、当該期間は船員保険の被保険者期間である。

亡き夫はこれらのいずれかに該当しており、請求期間①は船員保険の適用であったことが確認できるので、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録ではなく、船員保険の被保険者記録に訂正してほしい。

さらに、船員手帳に、I丸の乗船期間は昭和21年3月21日から同年5月20日までとの記載があり、同年3月は戦時加算の対象月でもあるので、当該期間は船員保険の被保険者期間にするとともに戦時加算の記録に訂正してほしい。

請求期間②について、運輸局に旧制度について問い合わせたところ、亡き夫の船員手帳の失業保険金支給関係の「被保険者であった期間」欄に「自昭和28年1月2日至昭和31年1月21日」の記載があるとして、同局は、「昭和31年1月は船員保険の被保険者であったことがうかがえるので、事故等があっても問題にはならない。月半ばの退職であっても事故等の補償が絡むため、船員保険被保険者資格の喪失年月日は翌月1日として処理を行うことになっている。」旨を回答していることから、亡き夫のB社に係る船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和31年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者は海軍にF所属として徴用されていたので、船員ノ身分ニ関スル件により当該期間は船員保険の被保険者期間であると主張している。

しかしながら、厚生労働省から提出された訂正請求記録の対象者に係る履歴原表及び履歴証明書(平成22年12月16日発行)並びに同省の担当者の陳述によると、訂正請求記録の対象者は現役編入した昭和19年5月1日から現役満期の昭和20年9月1日までの期間は海軍のJ所属であることが確認できる。

また、上記の履歴原表の入籍時の職業欄に「E職」の記載が確認できるところ、厚生労働省は、「履歴原表の入籍時の職業欄に記載されている『E職』は、一般名詞としてのE職である。民間の職場に勤務していたE職の場合も『E職』と記載される。」と回答している上、D社から提出された名簿に記載されている海軍K隊に現役入営し休職した時期(昭和19年5月15日)と符合していることを踏まえると、訂正請求記録の対象者は、昭和19年4月はC社の「E職(民間の職場に在籍していたE職)」であったと考えるのが自然である。

さらに、厚生労働省は、「旧海軍から継承した人事記録に、訂正請求記録の対象者に係る海軍E職の記録は無く、請求期間①において、訂正請求記録の対象者が海軍のF所属であったことを確認できる記録は無い。」旨を回答している。

加えて、請求者は、上記の履歴原表及び訂正請求記録の対象者の船員手帳の記載から、訂正請求記録の対象者は、昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 3 月 31 日まで敗戦処理のため引き続き船舶に乗り組んでいたことを示していると主張している。

しかしながら、厚生労働省は、「履歴原表には、訂正請求記録の対象者が昭和 20 年 9 月 1 日後に敗戦処理のため引き続き船舶に乗り組んでいた記録は確認できない上、旧海軍から継承した人事記録にも、同年 9 月 1 日後の記録は無い。」旨を回答していることから、訂正請求記録の対象者が、敗戦処理のため引き続き船舶に乗り組んでいたことを確認することはできない。

以上のことから、訂正請求記録の対象者が請求期間①において海軍の F 所属であったことを確認することはできない。

なお、船員ノ身分ニ関スル件の法令を確認したが、海軍に F 所属として徴用されていた期間のうち、昭和 16 年 12 月 8 日から昭和 22 年 3 月 31 日までの期間は船員保険を適用するという記載は見当たらない上、厚生労働省は、「請求者の主張を裏付ける資料及び調査審議の参考となる資料は無いことから、海軍に F 所属として徴用されていた期間に船員保険を適用する法令の有無については不明である。」旨を回答しており、海軍に F 所属として徴用されていた期間に船員保険を適用する法令は確認できない。

- 2 請求者は、請求期間①のうち、昭和 19 年 4 月から昭和 20 年 8 月までの期間は、「船員保険適用特例」により、海軍 H 船員は船員保険の適用であると規定されていることから、訂正請求記録の対象者が海軍 H 船員であれば、当該期間は船員保険の被保険者期間であると主張している。

しかしながら、請求者が主張する「船員保険適用特例」を特定することはできないが、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件（昭和 19 年 7 月 3 日保発第 407 号）」において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、昭和 19 年 4 月 1 日付けで船員保険の被保険者資格を取得し、海軍に使用されなくなった日の翌日に同資格を喪失する旨規定されているところ、厚生労働省は、「履歴原表には、訂正請求記録の対象者が海軍 H 船員であったことを確認できる記載は無く、請求期間①において、訂正請求記録の対象者が海軍 H 船員であったことを確認できる記録は無い。」旨を回答しており、訂正請求記録の対象者が請求期間①において海軍 H 船員であったことを確認することはできない。

- 3 請求者が所持する訂正請求記録の対象者の船員手帳、A 社及び B 社の承継事業所である L 社の回答並びに同社及び請求者から提出された船員保険被保険者票及び船員履歴カードから、訂正請求記録の対象者は、請求期間①のうち、昭和 21 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日までの期間は船舶運営会 A 社を船舶所有者とする I 丸に M 職として乗船していたことが確認できる。

しかしながら、i) 上記の船員保険被保険者票の「船員課カード 21. 3 月 I 丸乗船」の記載の左には「取得 21. 4. 1」の記載が確認でき、L 社から提出された被保険者期間履歴表に記載された取得年月日とも一致していることを踏まえると、乗船と

同時に船員保険に加入させていなかったことがうかがえること、ii) 船舶運営会に係る船員保険の記録を管理する日本年金機構N事務センターは、「訂正請求記録の対象者は、昭和21年4月1日に船員保険被保険者資格を取得しており、同年3月31日以前の記録は確認できない。」旨を回答していること、iii) 上記の船員保険被保険者票等の取得年月日は、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳、A社の船員保険被保険者名簿及びオンライン記録の船員保険被保険者資格の取得年月日と一致していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間①において、船員保険に加入していなかったものと考えられる。

また、L社は、「請求期間①において、請求どおりの届出、船員保険料の納付及び訂正請求記録の対象者に給与を支給したかは不明である。」旨を回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る船員保険の取扱いについて確認することができない。

なお、船員保険に加入していなければ雇入れができない取扱いとなったのは、平成17年1月4日以降であり、請求期間①当時においては、雇い入れる船員の船員保険加入は必須条件ではない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の船員手帳にI丸の乗船記録(昭和21年3月21日から同年5月20日まで)が確認でき、昭和21年3月は戦時加算の対象月でもあるので、同年3月は戦時加算の対象になると主張しているが、前述のとおり、訂正請求記録の対象者が、同年3月において船員保険の被保険者であったことは確認できないことから、同年3月は戦時加算の対象期間とされない。

4 請求期間②について、請求者は、運輸局が旧船員保険の制度では、月半ばの退職であっても、被保険者資格の喪失年月日は翌月1日として処理を行うことになっており、請求者が所持する訂正請求記録の対象者に係る船員手帳の記載から、訂正請求記録の対象者は、昭和31年1月において船員保険の被保険者であったことがうかがえると回答していると主張しているところ、同局は、「請求者が問合せをしたとする当時の資料が残っていないことから、状況は不明である。」と陳述しているが、旧船員保険法第22条第1項において、「被保険者タリシ期間ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ資格ヲ喪失シタル月ノ前月ヲ以テ終ル」と規定されていることから、同年1月は船員保険被保険者期間とはならない。

また、i) 上記の船員手帳のO丸に係るページに「船舶所有者 B社」「雇止事由 請暇」「雇止年月日 昭和31年1月12日」の記載が確認できることから、上記の船員履歴カードには、訂正請求記録の対象者は、昭和31年1月13日から請暇員となっていることが記録されており、これらの記載内容が符合していること、ii) 上記の船員手帳の失業保険金支給関係の「被保険者であった期間」欄に「自 昭和28年1月2日 至 昭和31年1月21日」の記載が確認できることから、上記の船員保険被保険者票の備考欄には「31.1.20 退職」、上記の船員履歴カードには「依願退職 31.1.20」の記載が確認でき、これらの記載内容が符合していること、iii) L社は、「訂正請求記録の対象者は、昭和31年1月13日から請暇員となり、同年1月20

日に依願退職しており、請求期間②はB社が所有する船舶に乗船していない。」旨を回答していること、iv) 上記の船員保険被保険者票に記載された「喪失 31. 1. 21」は、上記の船員保険被保険者台帳及びB社の船員保険被保険者名簿の資格喪失年月日（昭和 31 年 1 月 21 日）と一致していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間②においてB社が所有する船舶に乗船していなかったことがうかがえ、同社において船員保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、L社は、「請求期間②において、請求どおりの届出、船員保険料の納付及び訂正請求記録の対象者に支給する給与から保険料を控除したかは不明である。」旨を回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る船員保険の取扱いについて確認することができない。

- 5 このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に対応した船員保険の被保険者資格に係る届出が保険出張所（昭和 22 年 5 月から社会保険出張所〔当時〕）に行われたこと、又は当該期間に係る船員保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの実を確認又は推認することができず、また、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。